



県章

山形県公報

令和7年8月8日(金)

第628号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………	(県産米戦略推進課) ……	851
○地域登録検査機関の登録の更新……………	(同) ……	854
○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………	(森林ノミクス推進課) ……	856
○同……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	857
○同……………	(同) ……	同
○農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………	(同) ……	858
○県道の供用の開始……………	(最上総合支庁建設総務課) ……	同
○開発行為に関する工事の完了……………	(最上総合支庁建築課) ……	同
○県証紙売りさばき人の指定……………	(会計局) ……	同
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………	(同) ……	859

公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………	(総務厚生課) ……	同
○同……………	(高等教育政策・学事文書課) ……	同
○令和7年度採石業務管理者試験の実施……………	(産業創造振興課) ……	860
○大規模小売店舗の廃止の届出……………	(商業振興・経営支援課) ……	同
○指定管理者の募集……………	(県民文化芸術振興課) ……	同
○同……………	(スポーツ振興課) ……	861
○同……………	(森林ノミクス推進課) ……	862
○同……………	(都市計画課) ……	864
○同……………	(空港港湾課) ……	865
○同……………	(同) ……	866
○同……………	(企業局) ……	867

正 誤

告 示

山形県告示第584号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義
酒田市曙町一丁目1番地
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年7月3日
佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左		
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左		
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左		
澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左		
田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左		
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左		

長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左
小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
池田 喜雄 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 英明 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 孝 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 雅紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田中 大士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 義人 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 隆紀 玄米	佐藤 隆紀 玄米
高橋 茂央 玄米	同 左
櫻井 廉 玄米	同 左
伊藤 一磨 もみ、玄米、大豆	同 左
伊藤 雅徳 もみ、玄米、大豆	同 左
岡部 真治 もみ、玄米	同 左
齋藤 大地 玄米	同 左
佐藤 秀樹 玄米	同 左
五十嵐 優丞 玄米	同 左

今井 匡仁 玄米	同 左	
富樫 博明 玄米	同 左	
伊藤 奈緒 玄米	同 左	
佐々木 翔太 もみ、玄米、大豆	同 左	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄市農業協同組合
代表理事組合長 沼澤 正和
新庄市沖の町5番55号

- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
新庄市農業協同組合 代表理事理事長 柿崎 広昭 新庄市沖の町5番55号	新庄市農業協同組合 代表理事組合長 沼澤 正和 新庄市沖の町5番55号	令和7年6月21日

山形県告示第585号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年8月19日
47
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内米穀株式会社
代表取締役社長 阿部 利明
酒田市南新町二丁目8番47号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
阿 部 利 明	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年8月19日
49
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人庄内協同ファーム

代表理事 小野寺 紀允
鶴岡市八色木字西野338番地

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
高 橋 直 之	玄米	国内産農産物に限る。
五十嵐 良 一	玄米	
芳 賀 修 一	玄米	
今 野 紗 代	玄米	
舟 越 裕 子	玄米	

3 (1) 登録年月日及び登録番号

平成17年8月19日

50

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

出羽弥兵衛株式会社

代表取締役 板垣 弘志

鶴岡市羽黒町昼田字南田50番地

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産大豆

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
板 垣 弘 志	玄米、大豆	国内産農産物に限る。

4 (1) 登録年月日及び登録番号

平成17年8月19日

51

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ

代表取締役 北澤 正樹

東置賜郡高畠町大字一本柳1380番地

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ（飼料用もみ） 国内産玄米

- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
栗 田 栄一郎	玄米	国内産農産物に限る。
武 田 和 敏	玄米	
佐々木 耕 平	飼料用もみ、玄米	
戸 田 遥 夏	飼料用もみ、玄米	

山形県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所
酒田市麓字麓山11、13－2、13－3、13－8
- 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所
西置賜郡飯豊町大字高峰字内山3937－1
- 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字沼山字沢口384－4、1129－1、字立目393－1、393－2、393－4、394－3

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、択伐による。

字沢口384－4・1129－1・字立目393－1・393－4・394－3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

北村山郡大石田町大字次年子字金倉1052－32・字一ノハゲ1036・1037・1051－2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所
酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
- 保安林解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年8月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 東法田大堀線
- 供用開始の区間 最上郡最上町大字法田字新田599番2から
同 617番まで
- 供用開始の期日 令和7年8月8日

山形県告示第592号

次の開発行為は、完了した。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和7年5月16日 指令最総建第4号
- 開発区域に含まれる地域の名称
最上郡戸沢村大字古口字真柄100番地22、100番地26、3001番地33、3001番地39（第3工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
最上郡戸沢村大字古口270番地 戸沢村長 加藤 文明

山形県告示第593号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

氏 名	住 所	売りさばき所の 所在地	指定年月日	売りさばき 開始年月日
佐藤 智	鶴岡市新海町12番34号	鶴岡市新海町12番17 －1号	令和 7. 7. 14	令和 7. 8. 10

山形県告示第594号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所 在 地		
株式会社SGCサポート 代表取締役 佐藤 智	鶴岡市西目字竹浦42番地1	鶴岡市新海町12番17-1号	令和 7. 8. 10

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム改修業務（子ども・子育て支援法等改正対応） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 落札者を決定した日 令和7年7月10日
- 落札者の名称及び所在地
富士通Japan株式会社 東日本公共ビジネス統括部 山形市本町一丁目4番21号
- 落札金額 104,720,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年5月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県新文書管理システム構築及び運用管理・保守業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部高等教育政策・学事文書課文書・情報公関係
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2224
- 落札者を決定した日 令和7年6月9日
- 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 落札金額 316,800,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年3月25日

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和7年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月10日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所 山形県工業技術センター 講堂

山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を令和7年8月25日（月）から同年9月5日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、同年9月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地

代表取締役 青木 宏憲

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

うめや林泉寺店

米沢市林泉寺二丁目2264番1外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（廃止前）1,033平方メートル

（廃止後）0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

令和7年7月30日

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）

(2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を

除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は登録を受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

(11) 業務を再委託する場合にあっては、再委託先についても(2)から(9)までの要件を全て満たす者であること。

4 募集要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月2日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2903

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和7年9月2日（火）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、募集要項及び仕様書によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館

(2) 所在地 山形市霞城町1番2号

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画係 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2868
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県体育施設条例施行規則（令和6年4月県規則第48号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県遊学の森
- (2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内
- 2 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課森林利用・林工連携担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2527
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県遊学の森条例施行規則（平成15年3月県規則第13号）及

び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上川ふるさと総合公園
(2) 所在地 寒河江市大字寒河江～柴橋

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課道路・都市整備担当

郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237(86)8127

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年9月11日（木）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 庄内空港緩衝緑地
- (2) 所在地 酒田市浜中及び鶴岡市茨新田地内

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項た

だし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年9月11日（木）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 マリンパーク鼠ヶ関
- (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2628
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年9月11日（木）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年8月8日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 県民ゴルフ場
- (2) 所在地 最上郡舟形町長沢8067番地

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過

しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和7年8月8日（金）から同年9月19日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2786

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和7年8月25日（月）から同年9月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 7.25	第624号	804	7	字揚原2190－7・3019・3035 －57	字揚原2190－7・3019・字小 檜原川3035－57